

児童手当制度改正 手続き要否フローチャート

現在、0歳から高校生世代までの児童を養育していますか

はい

春日井市から児童手当
(特例給付を含む)を
受給していますか

支給対象外です

いいえ

はい

第1子が0歳～
高校生年代ですか

はい

手続きは必要ありません
(自動更新されます)

いいえ

18歳年度末を経過した
後 22歳年度末までの
子を養育し、経済的負
担(学費や食費等)が
ありますか

はい

0歳から 22歳年度末ま
での子を合わせると3
人以上になりますか

はい

手続きが必要です
Aへ

いいえ

手続きは必要ありません

いいえ

手続きは必要ありません

いいえ

公務員ですか
(勤務先から受給し
ていますか)

はい

勤務先にお問い合わせ
ください

いいえ

お子様と同居して
いますか。

はい

父母のうち所得が高い
方の住民票が春日井市
にありますか

はい

手続きが必要です
Bへ

いいえ

子育て推進課までお問
い合わせください

いいえ

所得の高い方の住
民票がある自治体
にお問い合わせく
ださい

A

「監護相当・生計費の負担についての確認書」
の提出が必要です。

B

「児童手当認定請求書」の提出が必要です。
18歳年度末を経過した後 22歳年度末まで
のお子様を養育しており、お子様が3名以上
いる場合は、「監護相当・生計費の負担につ
いての確認書」も提出してください。

※受給者とお子様の住民票が異なる場合は「児童手
当監護申立書」の提出が必要です。

※お子様が施設に入所している場合は、施設の設
置者等に支給されます。

詳細は子育て推進課(0568-85-6201)までお問い合わせください。